

一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて

群馬県警察では、平成26年11月1日以降、一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて、申請者の負担軽減を図る観点から、下記のとおり負担軽減措置を行っています。

1 負担軽減措置の内容

(1) 措置の内容

警備業法（昭和47年法律第117号）においては、警備員の個人資格に係る資格者証等として、警備員指導教育責任者資格者証（同法第22条第2項）、合格証明書（同法第23条第4項）及び機械警備業務管理者資格者証（同法第42条第2項）を定めています。これらについて、一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合には、各申請書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるもの（以下「同一添付書類」という。）については、これらの申請書のいずれか一通に正本を添付すれば、他の申請書には当該同一添付書類の写しを添付することで足りることとします。

(2) 対象手続等

(1)の措置（以下「負担軽減措置」という。）の対象となる申請手続は、次のとおりです。

- ① 警備員指導教育責任者資格者証の交付及び書換えの申請（以下「交付等申請」という。）（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）第42条第1項及び同規則第43条第1項）
- ② 合格証明書の交付等申請（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条第1項及び同規則第15条第1項）
- ③ 機械警備業務管理者資格者証の交付等申請（施行規則第63条第1項において準用する同規則第42条第1項及び同規則第63条第1項において準用する同規則第43条第1項）

また、これらの申請手続において同一添付書類となる書類は、次のとおりです。

- ① 履歴書
- ② 住民票の写し
- ③ 破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書

なお、同一の個人資格に係る複数の申請手続を同時に行う場合には、申請者が当該個人資格に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面（いわゆる誓約書）その他の書類もその内容が同一である限りは同一添付書類とします。

2 留意事項

(1) **負担軽減措置の開始日**

負担軽減措置については、本年11月1日以降に行われる申請から適用します。

(2) **住民票の写しについての補足**

「住民票」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に基づき、世帯ごとに個人を単位として市町村長が編成するものであり、同法の規定に基づきその写しとして交付を受けるものが「住民票の写し」です。このため、負担軽減措置を適用する場合には、一の申請書に市町村長から交付された「住民票の写し」を添付し、その他の申請書には「当該住民票の写しのコピー」を添付することとなります。

ただし、警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請書、警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書に添付する「住民票の写し」については、本籍（外国人の方にあつては国籍）が記載されていることを要しますので、ご注意ください。

(3) **誓約書についての補足**

誓約書については、誓約の根拠となる条文、欠格事由の内容が資格ごとに異なるので、あくまで同一の個人資格に係る複数の申請手続を同時に行う場合に限り、申請書のいずれか一通に正本を添付すれば、他の申請書には当該誓約書の写しを添付することで足りることとします。

したがって、警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請と合格証明書の交付の申請が同時に行われる場合等のように、異なる個人資格に係る複数の申請手続を同時に行う場合には、同一添付書類として適用しません。

(4) **医師の診断書についての特例**

医師の診断書については、

① 警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請

- ・法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書（以下「中毒関係診断書」という。）

② 合格証明書の交付の申請

- ・中毒関係診断書
- ・精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第7号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。以下「精神機能障害関係基本診断書」という。）

③ 機械警備業務管理者資格者証の交付の申請

- ・中毒関係診断書
- ・精神機能の障害に関する医師の診断書（法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。以下「機械警備業務関係診断書」という。）

をそれぞれ申請書に添付することとされています。

ここで、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）第3条において、法第3条第7号に掲げる者は「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者は、「精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされているところ、前者に該当しない者は後者に該当しないことが明らかです。

したがって、各診断書の主な添付方法は以下のとおりとなります。

- ① 警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請（前者）と合格証明書の交付の申請又は機械警備業務管理者資格者証の交付の申請（後者）が同時に行われる場合（「中毒関係診断書」が、「精神機能障害関係基本診断書」又は「機械警備業務関係診断書」と別に交付されている場合）
 - ・「中毒関係診断書」が前者又は後者のいずれかの申請書に添付されていれば、もう一方の申請書には「当該中毒関係診断書の写し」を添付することで足りるものとします。
 - ・合格証明書の交付の申請には「精神機能障害関係基本診断書」、機械警備業務管理者資格者証の交付の申請には「機械警備業務関係診断書」が併せて添付されていることを要します。
- ② 警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請（前者）と合格証明書の交付の申請又は機械警備業務管理者資格者証の交付の申請（後者）が同時に行われる場合（法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている「精神機能障害関係基本診断書」又は「機械警備業務関係診断書」が交付されている場合）
 - ・「精神機能障害関係基本診断書」又は「機械警備業務関係診断書」が後者の申請書に添付されていれば、前者の申請書には「当該精神機能障害関係基本診断書の写し」又は「当該機械警備業務関係診断書の写し」を添付することで足りるものとします。
- ③ 合格証明書の交付の申請（前者）と機械警備業務管理者資格者証の交付の申請（後者）が同時に行われる場合（「中毒関係診断書」が、「精神機能障害関係基本診断書」又は「機械警備業務関係診断書」と別に交付されている場合）
 - ・「中毒関係診断書」が前者又は後者のいずれかの申請書に添付されていれば、もう一方の申請書には「当該中毒関係診断書の写し」を添付することで足りるものとします。
 - ・「精神機能障害関係基本診断書」が前者の申請書に添付されていれば、後者の申請書には、「機械警備業務関係診断書」の添付に代えて、「当該精神機能障害関係基本診断書の写し」を添付することで足りるものとします。
 - ・「機械警備業務関係診断書」が後者の申請書に添付されていれば、前者の申請

書には、「精神機能障害関係基本診断書」の添付に代えて、「当該機械警備業務関係診断書の写し」を添付することで足りるものとします。

- ④ 合格証明書の交付の申請（前者）と機械警備業務管理者資格者証の交付の申請（後者）が同時に行われる場合（法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている「精神機能障害関係基本診断書」又は「機械警備業務関係診断書」が交付されている場合）

- ・法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている「精神機能障害関係基本診断書」が前者の申請書に添付されていれば、後者の申請書には「当該精神機能障害関係基本診断書の写し」を添付することで足りるものとします。
- ・法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている「機械警備業務関係診断書」が後者の申請書に添付されていれば、前者の申請書には「当該機械警備業務関係診断書の写し」を添付することで足りるものとします。

3 問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- | |
|--|
| ① 群馬県警察本部 生活安全企画課許認可第一係
電話番号：027-243-0110（内線3043） |
| ② 各警察署 生活安全課 |
| ○前橋警察署 027-252-0110 |
| ○前橋東警察署 027-225-0110 |
| ○高崎警察署 027-328-0110 |
| ○藤岡警察署 0274-22-0110 |
| ○富岡警察署 0274-62-0110 |
| ○安中警察署 027-381-0110 |
| ○伊勢崎警察署 0270-26-0110 |
| ○太田警察署 0276-33-0110 |
| ○大泉警察署 0276-62-0110 |
| ○館林警察署 0276-75-0110 |
| ○桐生警察署 0277-43-0110 |
| ○渋川警察署 0279-23-0110 |
| ○沼田警察署 0278-22-0110 |
| ○吾妻警察署 0279-68-0110 |
| ○長野原警察署 0279-82-0110 |